パブリックコメント用

（仮称）三島市中小企業振興基本条例制定の背景と理由

国において、平成１１年に中小企業基本法の改正がなされ、中小企業振興に関する地方公共団体の責務が明示されました。また、平成２２年６月には中小企業憲章が閣議決定され、中小企業の歴史的な位置づけや、今日の中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示すとともに中小企業政策に取り組むにあたっての基本原則や、それを踏まえて政府として進める中小企業政策の行動指針が示されています。

本市においては、平成２７年７月に三島商工会議所より条例制定の要望が提出されております。

これらのことから、本市の中小企業振興に関する基本的な理念や方向性を定め、効果的かつ永続的に施策を推進していくため、法的基盤として条例を整備することといたしました。